

第8章 各種証明書の発行

本学で発行される証明書は、使用目的や在籍する身分によって異なります。証明書が必要な場合は、所属学部の担当に使用目的を告げて、申請してください。主な証明書は、次のとおりです。

*担当については、参考資料をご覧ください。

1 学生証・身分証

正規生（学部学生及び大学院生）には学生証が、非正規生（研究生、特別聴講学生等）は身分証が交付されます。学生証等は、講義や試験を受けるとき、図書館等、本学の各施設を利用するときに必要ですので、常に携帯しておいてください。

また、正規生が「学校学生・生徒旅客運賃割引証（学割証）」を使用して旅行する場合、相手方から請求があったときは、いつでも提示しなければなりません。

学生証等を紛失したときは、直ちに届け出てください。

2 在学証明書（自動発行機による発行）

正規生は、在留期間延長申請等に必要な在学証明書を、各キャンパスに設置されている証明書自動発行機から、即時に受け取ることができます。分からない場合は、所属学部の担当（学部1年生は教務課学務担当）に相談してください。

※在留手続き関係及び各種奨学金の申請等にも必要です。

3 成績証明書（和文・英文）

学部学生及び大学院生（後期課程を除く）にあつては、証明書自動発行機から受け取ることができます（和文のみ）。各種奨学金の申請、学業成績の報告で英文成績証明書が必要なときは、所属学部の担当（学部1年生は教務課学務担当）に申請して、交付を受けてください。交付まで1週間ほどかかります。

4 通学証明書、学校学生・生徒旅客運賃割引証（学割証）（自動発行機による発行）

電車、バスの通学定期券（研究生等は除く。）を購入するときは、通学証明書が必要です。学生課学生企画担当（医学部は学務課学生生活支援担当、工学部は学生サポートセンター学生支援担当、農は学務担当）に申請して、交付を受けてください。

また、正規生が、JRを利用して、101km以上旅行する場合は、学生割引乗車券を購入すると運賃の20%が割引されます（研究生、聴講生は除く）。学部学生及び大学院生の場合、学割証は証明書自動発行機から受け取ることができます。

5 研究修了証明書

外国人留学生が、学部を卒業または大学院を修了した場合、学位記及び英文による学位記

が授与されます。

研究期間修了後、帰国する研究生等で研究修了証明書を希望する場合には、交付します。所属学部の担当に申し出てください。

6 国費外国人留学生証明書

次のようなときは、国費外国人留学生証明書が必要です。小白川キャンパスは学生課留学支援担当、他のキャンパスは所属学部の担当に申請して、交付を受けてください。

- ① 旅券の有効期間延長
- ② 家族招請
- ③ 在留期間延長申請

7 私費外国人留学生学習奨励費受給証明書（和文・英文）

次のようなときは、私費外国人留学生学習奨励費受給証明書が必要です。小白川キャンパスは学生課留学支援担当、他のキャンパスは所属学部の担当に申請して、交付を受けてください。

- ① 進学・就職関係での手続き
- ② 旅券の有効期間延長
- ③ 家族招請
- ④ 在留期間延長申請